

令和5年度

(令和5年4月～令和6年3月)

第1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット，ポスター，県ホームページ

2 事業所等の研修会等での説明

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
7	1	1	9

3 事業所等への個別訪問

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
60	265	32	357

※上記以外に、希望する団体等に対してリーフレットを送付（86件）

第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況（各1名）

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel：099-286-5110 Fax：099-286-5558	午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel：0994-52-2108 Fax：0994-52-2120	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel：0997-57-7222 Fax：0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

相談対応	障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
新規相談件数	49	32	2	83
の延べ対応回数	131	141	52	324
不利益取扱い	4	1	0	5
合理的配慮	1	3	1	5
その他	44	28	1	73
不利益取扱い	5	1	0	6
合理的配慮	1	4	1	6
その他	125	136	51	312

※延べ対応回数には、継続相談への対応を含む。

※相談員不在時に他職員が対応した件数を含む。

3 相談対応の具体的な事例

(1) 不利益取扱いの事例（5件）

ア 福祉サービスの提供（0件）

イ 医療の提供（1件）

No.	相談者					
1	年齢	70代	性別	女	障害種別	身体障害・精神障害
内容	<p>耳の症状で耳鼻咽喉科を受診した。過去に同医院の敷地内でけがをして搬送されたことがあり、医師から過去の診療記録を引き合いに「外科を受診しろ」と言われたり、差別的な発言を受けたりして、診療してもらえなかった。</p>					
対応	<p>県の対応は特に求められなかったため、市と地域振興局に情報提供した。</p>					

ウ 商品の販売及び役務の提供（1件）

No.	相談者					
2	年齢	—	性別	—	障害種別	—（知人）
内容	<p>障害者支援団体からの相談。ストレッチャータイプの車椅子を利用する方（県外在住）が鹿児島旅行中に、バスへの乗車拒否、飲食店での入店拒否を受けた、という相談があった。</p>					
対応	<p>各事業所へ聞き取り調査及び啓発を行った。バス会社からは、ストレッチャータイプの車椅子を固定する装置の導入について今後検討する、現時点での車椅子の乗車対応についてはホームページで案内する、との回答。飲食店からは、全てのお客様をお迎えするよう全社員に周知する、との回答。調査結果を相談者に伝えた。</p>					

エ 労働及び雇用（2件）

No.	相談者					
3	年齢	40代	性別	男	障害種別	身体障害
内容	<p>県外で長年運転の仕事をしてきたが帰省し、就職活動しても障害を理由に断られた。来週面接を予定しているが、ハローワークを通じた方が良いのか迷っている。</p>					
対応	<p>ハローワークや障害者就業・生活支援センターの求職支援について確認し、相談者に伝えた。</p>					

No.	相 談 者					
4	ねんれい 年齢	だい 40代	せいべつ 性別	おとこ 男	しょうがいしゅべつ 障害種別	せいしんしょうがい 精神障害
ない 内 よう 容	ハローワークを通して障害者枠の募集に申し込んだが、面接の際に適応障害があることを説明したところ、「この会社でうまく人間関係をつくることができますか」と問われ、最終的に不採用通知が届いた。					
たい 対 おう 応	今後面接に臨む際の伝え方等の助言を行い、ハローワーク以外の相談先として市町村の就職相談機関の窓口を案内した。					

オ 教育（0件）

カ 公共的施設の利用（0件）

キ 交通機関の利用（0件）

ク 不動産取引（1件）

No.	相 談 者					
5	ねんれい 年齢	—	せいべつ 性別	—	しょうがいしゅべつ 障害種別	—（ぎょうせいしよくいん 行政職員）
ない 内 よう 容	ハローワーク職員からの相談。求職相談に来た方が、賃貸部屋の契約手続きを行っていたところ、障害の有無を聞かれ、発達障害があることを伝えると契約を断られた、という相談があった。					
たい 対 おう 応	当該事案は市町村の障害福祉担当課で対応しているため、まずは市町村へ相談し、解決に至らない場合は、再度県に相談するように助言した。					

ケ 情報の提供及び受領（0件）

コ その他（0件）

(2) 合理的配慮の事例（5件）

ア 福祉サービスの提供（0件）

イ 医療の提供（0件）

ウ 商品の販売及び役務の提供（2件）

No.	相 談 者					
1	年齢	50代	性別	女	障害種別	身体障害
ない内容	身体障害があり、ヘルプマークを携帯している。買い物の際、店員に「上肢が不自由であるため袋詰めをお願いしたい」と口頭で頼んだが、対応してくれなかった。ヘルプマーク等についての啓発活動をしてほしい。					
たい対応	後日、当該店舗を訪問し、啓発活動を行った。					

No.	相 談 者					
2	年齢	50代	性別	男	障害種別	精神障害
ない内容	長年利用していたガソリンスタンドで、「自動車の進入ルールを守らなければ出入り禁止にする」と言われたが、障害のため間違えて、利用できなくなった。合理的配慮の提供について当該事業所に説明してほしい					
たい対応	事業所に聞き取り調査を行った。事業所は顧問弁護士や警察と協議した上で、相談者を事故防止のため利用禁止としており、警察は相談者に対して、当該事業所を利用しないよう指導していた。 本件は、弁護士や警察と協議した上で出入り禁止の判断がなされているため、県が合理的配慮の適用を求めることは困難であることを相談者に伝えた。					

エ 労働及び雇用（0件）

オ 教育（0件）

カ 公共的施設の利用（3件）

No.	相 談 者					
3	年齢	—	性別	—	障害種別	—（家族・親族）
ない内容	身体障害のある息子と2人で暮らしている。住居は崖の下にあり、以前は消防団員の支援を受けられたが、最近では支援がなくなり、市町村窓口で相談したが断られた。災害発生時の避難の際に支援を受けられるようにしてほしい。					
たい対応	市町村の防災担当者や福祉担当者等に要援護者の避難支援について確認した。防災担当課からは、要援護者登録の仕組みの説明を受けた。福祉担当課からは、相談者が住んでいる場所は限界集落で支援が行き届かない地域であるため、現在利用している障害者支援施設等で短期入所等の利用を提案された。これらの情報を相談者に伝え、地域の障害者短期入所施設と生活介護施設のリストを郵送した。					

No.	相 談 者					
4	ねんれい 年齢	ふめい 不明	せいべつ 性別	おんな 女	しょうがいしゅべつ 障害種別	しんたいしょうがい 身体障害
ない 内 よう 容	おおしまし ちよう かいけんみんしつ せつち じどうはんばいき まえ なが お 大島支庁 1階県民室に設置してある自動販売機の前に長いすが置いてあり、 くるまいす とお 車椅子が通れるスペースがない。					
たい 対 おう 応	じはんきまえ はいちが おこな くるまいす とお かくほ 自販機前のいすの配置換えを行い、車椅子が通れるスペースを確保した。					

No.	相 談 者					
5	ねんれい 年齢	—	せいべつ 性別	—	しょうがいしゅべつ 障害種別	— (かぞく しんぞく 家族・親族)
ない 内 よう 容	ちてきしょうがい しょうがくせい こ こうえい りようまえ しょうがいとくせい 知的障害をもつ小学生の子が、公営プール利用前に障害特性のためスイムキャ ップみちやくよう りようきよか う りようちゆう べつ しょくいん ップ未着用での利用許可を受けたが、利用中に別の職員からスイムキャップを ちやくよう りゆう たいしゅつ しじ 着用しないことを理由に退出するよう指示された。					
たい 対 おう 応	かんり しちようそん たんとうぶしょ き と ちようさ おこな していかんりじ プールを管理している市町村の担当部署に聞き取り調査を行った。指定管理事 ぎようしゃ しどう おこな こんご たいおうとう しちようそん たんとうしゃ そうだんしゃ 業者への指導を行うことや今後の対応等について、市町村の担当者から相談者 せつめい に説明することとなった。					

- キ こうつう きかん りよう けん
交通機関の利用 (0件)
- ク ふどうさんとりひき けん
不動産取引 (0件)
- ケ じょうほう ていきょうおよ じゅりよう けん
情報の提供及び受領 (0件)
- コ た けん
その他 (0件)